

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年度	令和8年度
施設名称	羽生市清掃センター（焼却施設）
所在地	羽生市大字三田ヶ谷1863

項目	内 容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(※1)	可燃ごみ焼却量 (t)	-	1,116.93	1,108.93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量														
(※2)	測定を行った位置	-	1号炉燃焼室出口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	800以上	877.0	901.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	測定を行った位置	-	2号炉燃焼室出口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	800以上	869.0	898.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(※2)	測定を行った位置	-	1号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	200以下	182.0	183.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	測定を行った位置	-	2号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	200以下	180.0	181.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(※3)	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(ppm)	100以下	0.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(ppm)	100以下	0.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去を行った年月日	-	常時機械除去											
(※4)	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	測定の結果(ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(※5)	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (※1) 処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。
- (※2) 燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
- (※3) 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。
- (※4) 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- (※5) ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。
窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。
塩化水素濃度の基準値は、埼玉県「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。
硫酸酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値=9
- (※) ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記していません。